

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年 2 月17日
【会社名】	株式会社秋津原
【英訳名】	—
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂 本 勇 雄
【本店の所在の場所】	奈良県御所市朝町1075番地
【電話番号】	0745-66-2501
【事務連絡者氏名】	取締役 中 司 利 久
【最寄りの連絡場所】	奈良県御所市朝町1075番地
【電話番号】	0745-66-2501
【事務連絡者氏名】	取締役 中 司 利 久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	C種類株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 144,265,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
C種類株式	61株	(注)

(注) 1 平成24年2月16日(木)開催の臨時株主総会における決議によります。

2 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認が必要になります。

3 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。

4 当社は、A種類株式、B種類株式、C種類株式の異なる種類の株式を定款に定めております。C種類株式は優先的施設利用権を付与する目的で発行されており、迅速な意思決定を行うことを考慮して議決権は有していません。なお、A種類株式、B種類株式の内容については、第四部組込情報(有価証券報告書)「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 発行済株式 (注) 4～5」に記載のとおりであります。

5 C種類株式の内容は以下の通りです。

(1) C種類株式を有する株主(以下C種類株主という)は、当社の秋津原ゴルフクラブ規約に基づく手続きの完了後、会員として所定の施設等を利用することができます。

(2) C種類株主は、剰余金配当請求権を有しています。

(3) C種類株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

(4) C種類株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、C種類株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができません。

(5) 当社は、定款の定めによりC種類株式を引き受ける者の募集について、C種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

6 当社では、会社法第322条第2項に規定する定款の定めがあり、その内容は上記5の(4)及び(5)のとおりであります。

7 当社は、単元株式制度を採用しておりません。

8 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社C種類株式による自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	61株	144,265,000	—
計(総発行株式)	61株	144,265,000	—

(注) 1 当社が直接全株式を募集します。

2 発行するC種類株式は、当社の保有する自己株式の処分によるものであり、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,365,000	—	1株	平成24年3月5日(月)から 平成24年5月15日(火)まで	1株につき 2,365,000	平成24年5月15日(火)

(注) 1 一般募集の方法により行うものとし、第三者割当は行いません。

2 (1)に記載のとおり資本組入額はありません。

3 発行価格は会社法上の払込金額であります。

4 本募集の申込みにあたっては、当社が経営するゴルフ場の正会員となるための入会審査を受け、入会を承認されることが条件となっております。正会員となるための入会申込期間及び入会申込取扱場所は下記の通りであります。

入会申込期間 平成24年3月5日(月)から平成24年5月15日(火)まで

入会申込取扱場所 秋津原ゴルフクラブ

5 入会申込書提出後入会審査を行います。理事会にて入会を承認された方については、当社より株式募集の申込みのご案内をし、申込期間内に後記申込取扱場所に申込みをしていただきます。

6 申込証拠金は、後記払込取扱場所にゴルフ場の正会員となることが承認された日から払込期日までに払込むこととします。申込証拠金は、払込期日に払込金に充当いたします。

7 申込証拠金には利息はつけません。

8 申込が募集株式数を超過した場合は、ゴルフ場の正会員となるための入会審査承認順に募集株式数を上限とし発行株式数といたします。株式申込及び払込が募集株式数に満たない場合には、払込みされた方の数をもって発行株式数と致します。なお、ゴルフ場の正会員となることを承認されたが払込期日までに払込みをされなかった方は、入会意思及び株式募集の申込の意思がないものとみなします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社秋津原 総務部	奈良県御所市朝町1075番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行平野支店	大阪市平野区平野西5丁目1番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
144,265,000	500,000	143,765,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差額手取概算額143,765,000円につきましては、平成24年9月末までに長期借入金の返済に全額充当する予定であります。なお、返済までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第 4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第4期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について生じた変更その他事由はありません。

なお、当該有価証券報告書中における将来に関する事項の記載は、本有価証券届出書提出日においても、変更の必要はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月26日 近畿財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年2月20日

株式会社 秋津原
取締役会 御中

岡本公認会計士事務所

公認会計士 岡 本 徹 印

川越公認会計士事務所

公認会計士 川 越 宗 一 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋津原の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋津原の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1 重要な後発事象に記載の通り、会社は平成23年2月9日に会社の事業譲受資金借入会社の関係会社より会社発行のC種類株式50株を無償で譲り受けた。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月22日

株式会社 秋津原
取締役会 御中

岡本公認会計士事務所

公認会計士 岡 本 徹 印

川越公認会計士事務所

公認会計士 川 越 宗 一 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋津原の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋津原の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載の通り、会社は平成23年6月15日の臨時株主総会において当社所有のC種類株式77株につき、平成23年7月15日から同年11月15日までの間、1株2,365千円で一般募集の方法により処分することが承認され、平成23年10月1日から同年11月15日までの間に15株の申込み及び払込がなされている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。